東京医療保健大学図書館長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第52条の6及び東京医療保健 大学図書館運営規程第4条に定める図書館長の選考に関し必要な事項 を定める。

(選考)

- 第2条 図書館長候補者の選考は、大学経営会議が行う。
 - 2 理事長は、前項の議に基づき、図書館長を任命する。

(選考の事由)

- 第3条 図書館長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 図書館長の任期が満了するとき。
 - (2) 図書館長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 図書館長が欠員となったとき。
 - (4) 図書館長が解任されたとき。

(図書館長候補者の資格)

第4条 図書館長候補者となることができる者は、本学の教授とする。

(図書館長の任期)

第5条 図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(図書館長の解任)

- 第6条 第3条第4号に規定する図書館長の解任は、図書館長が次のいずれ かに該当する場合、理事長は大学経営会議の議を経て図書館長を解任 することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反がある場合、引き続き当該業務を行わせることが 適当でないと認めるとき。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項については大学経営会議の議を 経て定める。

附則

- 1. この規程は、平成23年7月20日から施行する。
- 2. この規程の施行日の前日において図書館長である者については、この 規程により選考されたものとみなすが、第5条(図書館長の任期)の 規定は適用しないこととする。
- 3. この規程の施行に伴い、最初に任命される図書館長の任期については、 第5条(図書館長の任期)の規定に関わらず、平成25年3月31日 までとする。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。